奈良県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり葛城市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十一年十二月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
葛城市長　山下　和弥	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十一年一月二十一日	竹内地区	平成二十年度	平成二十一年三月三十一日
葛城市長　山下　和弥	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成二十一年三月十八日	太田地区	平成二十年度	平成二十一年三月三十一日